

(平成22年10月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年11月から63年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年11月から63年2月まで

申立期間について、国の記録では国民年金保険料が還付されているとのことであるが、当該保険料に係る還付の申請、還付金の受領等について全く覚えが無い。

また、申立期間当時、パートをしていたが、被用者年金保険には加入しておらず、国民年金保険料の還付を受ける心当たりが無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していることは、市町村名簿、特殊台帳、及びオンライン記録から確認できるが、オンライン記録によると、申立期間に係る被保険者資格について、平成6年5月11日に、任意加入被保険者資格喪失日を昭和61年4月1日から56年11月1日に訂正し、第1号被保険者資格取得日及び同資格喪失日を取り消す処理がなされたことに伴い、当該申立期間の保険料について、平成6年5月23日に還付決定がなされ、当該還付決定に基づき同年7月に申立人名義の預金口座に還付されたとみられ、申立期間はすべて未加入期間とされている。

しかし、申立期間を通して、申立人は国内に居住し、被用者年金保険の被保険者となっておらず、国民年金被保険者資格を喪失する特段の事情は見当たらないことから、任意加入被保険者資格喪失日の訂正が、現在のオンライン記録上喪失日とされた昭和56年11月1日の約13年後である平成6年5月11日に行われたことは不自然であると考えざるを得ない上、申立期間のうち、昭和61年4月以降の期間について、申立人は、国民年金の強制被保険者となる期間であることから、オンライン記録を前提としても、事実と異なる資格喪失手

続により還付手続が行われたことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和 56 年 11 月から 63 年 2 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年2月及び同年3月

国民年金保険料納付記録の照会を行ったところ、申立期間について未納であるとの回答を受けたが納付できない。

申立期間当時、私は、親元を離れA市B区に住み大学へ通っていたが、両親から自分の国民年金保険料は自分で納付するよう言われ、大学近くの郵便局で毎月納付していた。市役所から送られてきた納付書で毎月納付しており、仮に未納があったとしても、納付が可能な方法で必ず納付しているため、申立期間についても、保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直前の平成11年1月、及び13年4月から14年3月までの学生納付特例期間を除き、すべての国民年金第1号被保険者期間について、保険料を現年度納付しており、13年4月から14年3月までの学生納付特例期間についても、後に追納していることが確認できるなど、申立人の国民年金保険料の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立期間直後の平成11年4月からの保険料を現年度納付し、申立期間直前の11年1月の保険料を同年10月に過年度納付していることが確認できるが、当該時点で申立期間の保険料は過年度納付が可能であるにもかかわらず、1か月分だけを過年度納付し、申立期間の保険料を納付しないのは不自然である上、C社会保険事務所（当時）は、「平成11年ころであれば、過年度納付については、被保険者からの申し出があった場合に限り、原則として過年度納付が可能である全期間について一括して納付書を作成し、郵送していた。」と回答していることから、申立人は、自ら申し出て過年度納付したものと考えられ、申立人の納付意識の高さにかんがみると、申立期間の保険料に

についても、11年1月の保険料と合わせて納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和19年11月29日から20年4月1日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を19年11月29日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を55円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和19年11月29日から20年4月1日までの期間に係る船員保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年3月27日から20年4月1日まで
② 昭和26年9月から27年9月まで

私は、船員募集の広告を見て、A社に応募し、昭和19年3月に国民学校高等科を卒業後、すぐにB地の海員養成所に集められ同社に入社した。その後、約2か月間、C県のD海員養成所に行った後、E地で「F」という名前の船の完成を待って、同船に乗り、D港からG海を通過して各地方都市へ石炭を運んでいた。同社は、大きな会社であったので、申立期間①も船員保険に加入していたと思うが、同社における同保険の被保険者記録は、20年4月からとなっている。

また、私は、船舶所有者「H」の船に3年程度は乗っていたと思うが、同船舶所有者に係る船員保険の被保険者記録は、昭和24年9月13日から25年9月12日までの1年しか無い。

船員手帳を無くしており、いずれの期間についても、乗船していたことを証明する物は無いが、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が乗船していたとしている「F」は、I局から提出された「日本船名録抜粋(昭和22年)」において、J管理下のA社の所有していた船舶の中に「K」という船名が確認できるところ、同社で船員保

険の被保険者記録の確認できる同僚は、「当該船舶が通称『F』と呼ばれていた。」旨供述していることから、同社の所有する船舶であったことが認められる。

また、申立人は「F」に乗船していたことが確認できる船員手帳を保有していないものの、申立人の主張するA社に入社した経緯は、文献の記載内容とも一致している上、国民学校高等科卒業、同船舶に乗船するまでの状況についての記憶は、具体的かつ詳細であり、史実とも一致している。

さらに、昭和43年版の「日本船名録」において、「K」は19年11月に進水していることが確認でき、進水式に係る日本の慣習を併せて判断すると、申立人は、遅くとも同年11月29日からは同船舶に乗船していたと認められる。

加えて、A社に係る船員保険の被保険者記録が昭和19年9月14日から確認できる同僚は、「私も申立人と同様に19年に船員の募集に応じて、国民学校高等科卒業後に入社し、D海員養成所での訓練を終えた後、申立人とは別の石炭輸送船で石炭を運んでいた。」と供述しており、当該経緯は、申立人の入社経緯とおおむね一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和19年11月29日から20年4月1日までの期間について、Jにおける船員保険の被保険者として、船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和20年4月の社会保険事務所（当時）の記録及び15年6月1日から20年4月1日までの期間に適用された船員保険に係る標準報酬月額の等級区分から、55円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社が昭和25年4月1日に船員保険の適用事業所に該当しなくなっているため不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

なお、申立期間①のうち、昭和19年3月27日から同年11月29日までの期間については、申立人のA社への入社日を特定できない上、申立人の主張から同社に雇用されていたことはうかがえるものの、船員として勤務していたことは確認できない。

このほか、申立人の当該期間に係る船員保険料が控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間のうち、昭和 19 年 3 月 27 日から同年 11 月 29 日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人の主張及び同僚の供述から、申立人が「H」が所有する L 丸に 3 年間程度乗船していたことがうかがえる。

また、船舶所有者名簿及び船員保険被保険者名簿により、船舶所有者「H」が船員保険適用事業所に該当しているのは昭和 24 年 9 月 13 日から 25 年 9 月 12 日までの期間のみであり、オンライン記録から、当該期間については、申立人の同船舶所有者に係る船員保険の被保険者記録が確認できる。

しかしながら、申立期間②においては、船舶所有者「H」が船員保険の適用事業所に該当していることが確認できない上、申立人が同船舶所有者の L 丸に乗船していたことを供述している同僚は、「私も申立人と同時期に、2 年くらい同船に乗っていたが、その期間の船員保険の記録は無い。」旨供述している。

また、船舶所有者「H」は、既に亡くなっていることから、船員保険の取扱いについて、供述及び関連資料を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間②に係る船員保険料が控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年3月31日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を42年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和42年3月31日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和44年3月1日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を同年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和44年3月1日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年3月31日から同年4月1日まで
② 昭和44年3月1日から同年6月1日まで

私は、昭和41年4月11日付けでA社B支店C出張所に転勤になってから、42年3月30日付けで同社D支店E出張所に転勤になるまでの間、同社B支店で勤務した。同年3月の給与については、同社の転勤時における給与負担の取扱いに関する規程に基づき同社B支店が負担しているので、同社B支店の資格喪失日を同年4月1日に訂正してほしい。

また、昭和43年5月1日付けでA社B支店C出張所に転勤してから44年6月1日付けで同社F支店G出張所に転勤となるまでの間、同社B支店で勤務していたので、同社B支店の資格喪失日を同年6月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録、A社から提出された職員カード（甲）、人事事務取扱規定及び申立人提出の辞令並びに同僚の供述内容から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和42年4月1日に同社B支店から同社D支店に異動、44年6月1日に同社B支店から同社F支店に異動）、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和42年2月及び44年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、それぞれ6万円とすることが妥当である。

なお、申立期間①について、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和42年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②について、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年11月30日から同年12月1日までの期間及び48年11月30日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格喪失日に係る記録を36年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万2,000円とし、C社（現在は、D社）における資格喪失日に係る記録を48年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和36年11月30日から同年12月1日までの期間及び48年11月30日から同年12月1日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和55年3月1日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のE社F営業所（現在は、G社F支店）における資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和55年3月1日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年11月30日から同年12月1日まで
② 昭和48年11月30日から同年12月1日まで
③ 昭和55年3月1日から同年4月1日まで

私は、A社B営業所、C社及びE社F営業所等の関連会社において、継続して勤務していたにもかかわらず、年金記録に欠落が有る。年金記録の欠落は、手続上の誤りだと思われるため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録、申立人の主張及び同僚の供述、並びに

G社の沿革と同社の事務担当者の供述から、申立人の厚生年金保険の被保険者記録が確認できるA社、H社、C社、I社及びE社は、それぞれ関連会社であることが認められ、申立人は、当該関連会社に継続して勤務し（申立期間①は、A社B営業所からH社J営業所に異動、申立期間②は、C社からI社に異動、申立期間③は、E社F営業所からC社に異動）、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間①のA社B営業所からH社J営業所への異動日については、同社J営業所において、昭和36年12月1日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚二人が、「私は、36年12月1日にH社J営業所に入社したが、自分が入社した日に申立人が異動してきた。」旨供述していることから、同日とすること、申立期間②のC社からI社への異動日については、G社の現在の事務担当者が、「C社を含む関連会社において、1日付けの資格喪失届を提出すべきところ、30日付けで同届を提出しているケースがほかにも見られ、同社における同届が誤っており、申立人は48年12月1日付けの異動だったと思われる。」と供述していることから、同日とすること、申立期間③のE社F営業所からC社への異動日については、雇用保険の被保険者記録から、55年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和36年10月の社会保険事務所（当時）の記録から1万2,000円、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のC社における48年10月の社会保険事務所の記録から11万8,000円、申立期間③の標準報酬月額については、申立人のE社F営業所における55年2月の社会保険事務所の記録から22万円とすることが妥当である。

なお、申立期間①について、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和36年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年11月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②について、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所に誤って提出したことを認めていることから、事業主は昭和48年11月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入

の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③について、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の船舶所有者A（B丸）における資格喪失日に係る記録を昭和20年2月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を120円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年2月13日まで
社会保険事務所（当時）において、船員保険の加入期間を照会したところ、B丸の機関長として昭和19年7月12日から20年2月12日まで乗船していたにもかかわらず、申立期間については被保険者となっていない旨の回答をもらったが、船員手帳の雇入年月日から雇止年月日まで下船することはなかったので詳しい調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳の雇入年月日及び雇止年月日の記載から、申立人は、船舶所有者A（B丸）に昭和19年7月12日から20年2月12日までの期間、雇用されていたことが確認できる。

また、申立人から提出された船員手帳の雇止欄に年月日を付した官印があり、これについてC局D専門官は、「船員手帳における雇止年月日に対する公認年月日及び官庁名印は、下船に際し押印されるものであり、船員手帳に記載された雇止年月日まで乗船していたということである。」と供述していることから、申立人は、船員手帳に記載された雇止年月日の昭和20年2月12日にB丸を下船したものと考えられる。

さらに、申立人に係る船舶所有者A（B丸）の船員保険被保険者台帳の記録から、申立人は、昭和19年7月12日から同年10月1日までの間において船員保険被保険者となっているところ、船員手帳において、同年10月1日か

ら 20 年 2 月 12 日までの間に途中下船したことを示す記録は認められないことから、前述のとおり申立人は 19 年 7 月 12 日から 20 年 2 月 12 日まで継続して B 丸に乗船していたものと認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、船員保険被保険者台帳より、被保険者資格を喪失した昭和 19 年 10 月 1 日における標準報酬月額の記録から、120 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該船舶所有者は既に死亡しており、回答を得ることができないため不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成13年11月から14年7月までの期間は22万円、同年8月は18万円、同年9月から16年4月までの期間は22万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、平成13年11月から16年4月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年11月1日から16年5月11日まで

A事業所で勤務していた期間のうち申立期間について、社会保険事務所（当時）の記録において、標準報酬月額が給与明細書に記載されている給与額より低い額であり、控除されている厚生年金保険料も間違っているため、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、平成13年11月から14年7月までの期間及び同年9月から16年4月までの期間は22万円とすることが妥当であり、給与明細書において確認できる報酬月額から、14年8月は18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主の妻は、「申立期間当時の資料が何も残っていないので分からない。」

と供述しているが、A事業所に係る平成15年の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に記載されている報酬月額は、申立人から提出された給与明細書において確認できる報酬月額より低い報酬月額であることが確認できる上、申立人から提出された13年11月から16年4月までの期間の給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の当該期間の申立人の標準報酬月額が申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、実態に即した内容の届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

香川国民年金 事案 364

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 1 月から 41 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 1 月から 41 年 9 月まで

国民年金保険料納付記録の照会を行ったところ、申立期間について国民年金に未加入であるとの回答を受けたが納得できない。申立期間は、A 市（現在は、B 市）にあった C 社の社宅に住んでいた時期であるが、同社宅の 2 軒隣にあったナイロン袋の製造をしていた家へアルバイトに通っていた。その家の奥さんで、A 市役所に勤務していた方から、国民年金への加入を勧められたので、老後の生活の足しになれば良いと考えて加入した。保険料額は 1 か月当たり 150 円だったと記憶している。途中から任意で 1 か月当たり 300 円を増額して納付できる制度ができたので、その上乗せ分も納付する旨を申し出て納付した。

隣組の班長が毎月自宅まで集金に来ていたので、その人に保険料を渡していた。その際、毎月ごとの押印欄がある領収書に、班長が自身の認印を押してくれた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 1 月ころに、国民年金に加入し保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、41 年 10 月ころに D 市で払い出されており、申立期間のうち、36 年 4 月以降の期間は任意加入対象期間であることから、当該期間は国民年金の未加入期間とされ、保険料の納付はできなかったものと考えられる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は「申立期間当時には、国民年金手帳を所持していた記憶は無く、保険料の納付方法については、隣組の班長が毎月保険料の集金に来ていたので、その人に保険料を預けていた記憶がある。」と主張しているが、

申立期間当時、A市においては、原則として被保険者自身が国民年金手帳を保管する取扱いとなっており、当該地区に申立期間当時から居住している住民は、「国民年金保険料の納付手続に自治会が関与することは無く、自治会の班長が保険料の集金をするには無かったと思う。」と供述しているなど、申立人が主張する国民年金手帳の取扱いや保険料の納付方法を裏付ける供述は得られない。

さらに、申立期間のうち、昭和36年1月から同年3月までの期間は、同年4月から国民年金保険料徴収事務が開始される前の期間であり、制度上、国民年金保険料を徴収していなかった期間である。

加えて、申立人が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から50年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月から50年6月まで
国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の保険料の納付の事実が確認できないとの回答を受けたが納得できない。
20歳になった昭和48年*月から、未亡人会の集金人に国民年金に加入するよう言われ、母親が家族の保険料と一緒に、私の保険料もこの集金人を通して納付してくれていた。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年12月ころに払い出されており、申立人が所持する領収証書によると、申立期間直後の50年7月から51年3月までの保険料は、52年10月18日に過年度納付されていることが確認できることから、当該納付がなされた時点では、申立期間に係る国民年金保険料は時効により納付することができなかつたものと考えられ、ほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人及びその母親が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の保険料を納付していたとする母親の国民年金加入手続等についての記憶は曖昧であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年12月、4年1月、同年4月、同年5月及び5年8月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年12月及び4年1月
② 平成4年4月及び同年5月
③ 平成5年8月から同年11月まで

国民年金保険料納付記録を照会した結果、申立期間が未加入であるとの回答を受けたが納付できない。

昭和61年1月に父が若くして亡くなったが、数か月だけ国民年金保険料の納付期間が足りないため遺族年金の受給ができなかった。そのため、私は国民年金は1か月でも未納などが生じないように納付してきた。

申立期間についても、元々身体が弱いこともあり、転職を繰り返さざるを得なかったが、そのたびに国民健康保険の加入手続と合わせて、別の窓口で国民年金の加入手続を行い、銀行窓口で現金に納付書を添えて国民年金保険料を納付した。

現在持っている青色の年金手帳には、申立期間について第1号被保険者としての記録が無いが、以前所持していたオレンジ色の年金手帳には、申立期間についても手書きで間違いなく被保険者期間として記載されていたし、上記のような事情があるため、申立期間についても、国民年金に加入し、保険料を納付している。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③については、いずれも厚生年金保険被保険者資格を喪失した直後の期間であり、同資格を喪失した時点で、市町村において国民年金の被保険者資格種別変更手続を行う必要があるところ、市町村名簿及びオンライン記録とも未加入期間とされており、申立期間において、いずれも

国民年金の加入手続を行った形跡は見当たらず、納付書による保険料の納付はできなかったものと考えられる上、約2年間の間に3回にわたって同じ市役所及び社会保険事務所（当時）において、同様の事務処理に誤りが繰り返されたとも考え難く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、申立期間について、「国民健康保険の加入手続と同時に国民年金の加入手続をした。」と主張しているところ、申立期間①については国民健康保険に加入していたものの、申立期間②及び③については、加入履歴が無いことが確認できる上、申立人が短期間でも保険料を納付していたとする動機について、父の遺族年金（寡婦年金）が数か月の保険料納付期間の不足で受給できなかったことを挙げているが、申立人の母がこのことを知ったのは、申立期間の相当後の時期であると供述しているなど、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 1 月から同年 12 月まで

申立期間の標準報酬月額について、「ねんきん定期便」に記載されている厚生年金保険料納付額と給与明細書において控除されている同保険の保険料額に差があるので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録からA社に係る申立人の標準報酬月額は、平成16年1月の随時改定により41万円から32万円に減額となり、申立期間についても同額の標準報酬月額であることが確認できるところ、申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

また、A社は、厚生年金保険料の控除方法について、翌月控除と回答していることを併せて、申立人から提出された平成16年2月から同年12月までの給与明細書を見ると、申立期間のうち同年1月から同年11月までの期間に係る厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、おおむね41万円であることが確認できるものの、当該期間の報酬月額に基づく標準報酬月額は32万円であり、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立期間のうち平成16年12月の標準報酬月額については、17年1月の給与明細書の提出が無いことから16年12月分の厚生年金保険料控除額を確認することはできないが、同年1月から同年12月までの期間の給与明

細書において、総支給額及び厚生年金保険料額は毎月同額であることから判断すると、17年1月に控除された16年12月分の厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額が41万円であると推認できるものの、同年12月の報酬月額に基づく標準報酬月額は32万円であり、オンライン記録と一致していることが確認できる。

したがって、申立期間について、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 10 月から 47 年 9 月まで

私は、昭和 45 年 5 月から 60 年 4 月までの期間、A 事業所で勤務していたが、給与は勤め始めてから退職するまで、一度も下がったことが無いにもかかわらず、46 年 7 月 1 日に 3 万 9,000 円に上がった標準報酬月額が同年 10 月 1 日に 3 万 6,000 円に下がっているのは納得できないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 事業所に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録において、昭和 46 年 7 月に 3 万 9,000 円に増額されているにもかかわらず、同年 10 月に 3 万 6,000 円に減額されており、減額されていないことを証明できる給与明細書等は無いものの、給与が毎年昇給していた時期に考えられないことであるとして申し立てている。

しかし、オンライン記録から A 事業所は、昭和 60 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることが確認できるところ、同事業所で事務を担当していた同僚及び同事業所を統括していたと思われる B 事業所は、共に申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除が確認できる賃金台帳等の資料を保有していないことから、申立人の申立期間における報酬月額及び保険料控除額について確認することができない上、供述の得られた複数の同僚は、「A 事業所における申立期間当時の給与明細書は保存しておらず、給与額と標準報酬月額が相違しているかどうかは分からない。」旨供述している。

また、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、標準報

酬月額等の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致しており、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

一方、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額が昭和46年7月に3万円から3万9,000円に増額していることについては、申立人及び供述を得られた同僚は、「申立期間当時、毎年4月に定期昇給していた。」と供述していることから、同年4月に申立人の固定的給与が昇給し、同年6月までの3か月の報酬額の平均がそれまでの標準報酬月額と2等級以上の差があったことから随時改定されたものと推認できる。

また、昭和46年10月に3万9,000円から3万6,000円に減額していることについては、同年5月から同年7月までの3か月の報酬額の平均に基づき定時決定されたものと推認でき、当該期間に係る申立人の報酬額が少なければ、同年7月の随時改定時より減額されていても不自然とは言えない。

さらに、申立期間及び申立期間前後に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚15人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立人の主張どおり、標準報酬月額は、おおむね毎年増額していることが確認できるものの、当該同僚のうち3人は、申立人と同時期の昭和46年10月の定時決定、又は、同年9月の随時改定時にそれまでの標準報酬月額から減額していることが確認できる。

加えて、標準報酬月額が減額されている同僚3人のうち2人については、昭和46年10月の定時決定によらず、同年9月に随時改定されていることから判断すると、申立期間当時、A事業所においては、標準報酬月額の改定に関する届出が適切に行われていたものとうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 2 月 24 日から同年 3 月 1 日まで

私は、前職を退職した翌日の昭和 49 年 2 月 24 日から A 社（現在は、B 社 C 支店）で勤務しており、同社の給与支払明細書では、入社から退職までの期間に厚生年金保険料が 26 回控除されているにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者期間は 25 月となっている。

したがって、昭和 49 年 3 月の給与支払明細書において控除されている厚生年金保険料は、同年 2 月分の保険料であるので、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「前職退職日の翌日である昭和 49 年 2 月 24 日から A 社に勤務し、同年 3 月分の給与支払明細書から厚生年金保険料が控除されているため、厚生年金保険の加入月数は同年 2 月から 51 年 3 月までの 26 か月となるはずなのに、社会保険事務所（当時）の記録では、49 年 3 月から 25 か月となっているので記録を訂正してほしい。」と主張している。

しかしながら、厚生年金保険法第 13 条において、「被保険者は、適用事業所に使用されるに至った日若しくはその使用される事業所が適用事業所となった日又は適用除外の規定に該当しなくなった日に、被保険者の資格を取得する。」とされているところ、申立人に係る雇用保険の被保険者記録及び事業主から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格確認および標準報酬決定通知書」において、申立人の A 社における資格取得日は昭和 49 年 3 月 1 日であることが確認できる上、申立期間当時、同社において社会保険事務を担当していた同僚は、「社会保険事務の仕事を担当することになった際、社会保険事務所の職員から『会社の上社日と社会保険の資格取得日は、同じ日で記入

して下さい。』という指導を受けたので、厚生年金保険の被保険者資格取得届を作成するときには、入社日と資格取得日は、必ず同日としていた。」と供述している。

また、申立期間当時の申立人の上司は、「申立人が入社間もないころに仕事を休んだという記憶は無い。」と供述しているところ、申立人から提出された昭和49年2月16日から同年3月15日までの期間を対象とした同年3月の給与支払明細書において、欠勤日数11日・出勤日数12日の記載が確認でき、当該日数は、A社における同年2月の出勤日をすべて欠勤し、3月の出勤日をすべて出勤した場合の日数と一致している。

さらに、供述を得られた申立期間当時の同僚4人は、いずれも申立人のA社への入社日について記憶しておらず、申立人は、同社への入社日を昭和49年2月24日と主張しているが、同日は日曜日であることが確認でき、同僚の「申立期間当時、日曜日は休業日であった。」とする供述とは相容れないものとなっている。

以上のことから、申立人のA社への入社日は、昭和49年3月1日であると考えるのが妥当である。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年2月から22年11月1日まで
社会保険事務所（当時）において船員保険の加入期間を照会したところ、A社B支店に勤務していた昭和20年2月から22年11月1までの期間において、機関長としてC丸に乗船していたにもかかわらず、当該期間に係る船員保険被保険者記録が無い旨の回答をもらったが、納得できない。詳しい調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が申立人に贈った感謝状及びD監理部が再交付した申立人に係る船員手帳から、申立人が申立期間において同社B支店に雇用されていたことが確認できる。

しかしながら、A社B支店に係る船員保険被保険者名簿によると、同社B支店が船員保険の適用船舶所有者に該当したのは、昭和22年11月1日であることが確認できる上、同社B支店は、「60年4月1日に同社本社が支店も含め一括して運営するようになったが、申立期間当時は、同社本社と同社B支店は別々に運営されており、一括運営される前の同社B支店に係る資料は無く、申立期間当時のことは分からない。」と回答していることから、申立期間において、申立人の給与から船員保険料が控除されていた事実を確認することはできない。

また、申立人から提出された船員手帳によると、申立人が乗船していたと主張するC丸は15.63トンであったため、同船の乗組員は、申立期間当時においては船員法第1条に規定する船員、すなわち20トン以上の船舶の乗組員等に該当せず、船員保険法は適用されなかったことから、申立人は、船員保険の被保険者となる要件を満たしていなかったものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 2 月 6 日から 6 年 8 月 1 日まで

A社での在籍期間について年金記録を確認したところ、標準報酬月額が低く記録されていることが判明した。しかしながら、預金口座の取引明細表に記載された給与の入金額のとおり、申立期間において、同社から実際に支給されていた各月の給与の総額は、年金記録上の標準報酬月額より高額であったので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間において、A社から実際に支払われていた各月の給与の総額は、年金記録上の標準報酬月額より高額であった。」と主張しているところ、申立人から提出された預金口座に係る取引明細表から、申立期間当時、同社から支払われた給与の入金額は、ほとんどの月においてオンライン記録上の標準報酬月額よりも高額であることが確認できる。

しかしながら、前述の申立期間における取引明細表では、A社から支払われた各月の給与総額及び給与から控除された厚生年金保険料を確認できず、それらを確認できる資料も無いため、当該取引明細表に記載された給与についての入金額は、申立人の主張を裏付けるものとは認められない。

また、過去にA社の同僚から、当委員会に対して本事案と同趣旨の申立てがあり、その際に当該同僚から提出された本事案における申立期間の一部を含む平成3年10月から7年7月までの給与明細書の内容をみると、当該同僚の各月の給与から控除された厚生年金保険料額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致しており、実際の給与額に基づく標準報酬月額より低額であることが確認できる。

さらに、A社の元事業主は、「同社は平成16年12月に廃業しており、申立期間当時の資料が無いことから、申立期間当時の標準報酬月額が届出や申立人の給与からの保険料控除については不明である。」と供述している上、申立人は、「申立期間に係る給与明細書や源泉徴収票は見当たらず、給与から控除されていた厚生年金保険料等の具体的な金額も覚えていない。」としている。

以上のことから、申立期間当時、A社では、給与支給額よりも低額の報酬月額を社会保険事務所(当時)へ届け出ることが常態化しており、厚生年金保険料については、オンライン記録における標準報酬月額に基づく保険料額を、従業員の給与から控除していたものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年6月1日から9年1月11日まで

私は、平成4年8月1日にA社に入社し、10年3月に退職するまで継続して勤務していた。事業所は、勤務期間途中からB社に変わり、9年1月11日からは同社での厚生年金保険の加入記録が有るが、申立期間におけるA社での厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかない。

申立期間当時、給料から厚生年金保険料が控除されており、A社の事業主の妻もそれを認めているので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、A社は、平成7年6月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、申立人の雇用保険の被保険者記録及び同社の事業主の妻の供述から、同社は、適用事業所ではなくなった後も事業を続けており、申立人が、申立期間当時も継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社の事業主の妻は、「当社は、経営が苦しくなり、社会保険料を滞納していたので、適用事業所ではなくなる旨の処理をした。」と供述しているところ、同社に係る滞納処分票には、平成7年6月2日に、「平成7年6月1日付け全喪届受理」と記載されており、また、社会保険事務所（当時）の担当職員は、「適用事業所でなくなることについては、同社の事業主から話が有ったようである。当時は、事業所から健康保険厚生年金保険適用事業所全喪届が提出されれば、実態を確認せずに受理していた。」と供述していることから、社会保険事務所における同社に係る同全喪届の処理は、事業主からの届出に基づくものであり、さかのぼって行われたものではないと考えられ、事務処理については、不適切であったとまでは断定し難

い。

さらに、オンライン記録において、A社が適用事業所に該当しなくなった日と同日の平成7年6月1日に、申立人及び事業主を含め15人が厚生年金保険被保険者資格を喪失しており、同社において被保険者がいなくなったことが確認できる。

加えて、申立人は、A社における健康保険厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成7年6月1日からB社で同被保険者資格を取得する9年1月11日までの期間、健康保険任意継続被保険者であったことが確認できるところ、A社の同僚二人は、「社会保険を切る話や希望退職について、会社から説明が有った。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
昭和 54 年 5 月末日に A 社を退職した後、日を空けずに同年 6 月 1 日に B 社に入社した。

しかしながら、年金記録を確認したところ、B 社での厚生年金保険の被保険者資格取得日が昭和 54 年 7 月 1 日となっているので、調査の上、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 54 年 6 月 1 日に B 社に入社したため、申立期間においても、厚生年金保険の被保険者期間であった。」と主張している。

しかしながら、申立期間当時の同僚は、「申立人は、B 社において、私と同様に文房具の配達や営業の仕事をしていたので、申立人が同社で勤務していたことは覚えているが、いつごろ入社したのかは覚えていない。」と供述しており、申立人の入社日を特定することができない。

また、B 社における厚生年金保険の取扱いについて、同社において申立期間前後 5 年以内に厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚二人は、「厚生年金保険の資格取得日は、入社 of 1 週間から 1 か月程後となっているので、同社では、事務手続上、入社 of 翌月 1 日付けで厚生年金保険の加入手続を行っていたと思う。」旨供述している上、申立期間当時の事務担当者は、「従業員が入社した際、入社 of 翌月 1 日付けで厚生年金保険の加入手続を行う取扱いにしていたと思う。」と供述している。さらに、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、15 人の被保険者のうち、13 人について、各月 1 日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社では入社と同時に厚生年金保険の加入手続を行わず、入社 of

翌月 1 日付けで厚生年金保険の加入手続を行っていたことが推認できる。

加えて、前述の事務担当者は、「事務所を移転した際、証拠書類を廃棄したため、給料からの保険料控除については不明である。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月1日から31年5月1日まで

年金事務所で年金記録の照会を行ったところ、申立期間について未加入となっている旨の回答をもらった。しかしながら、申立期間当時、事業所名称は定かではないが、A市内に在ったB事業所という洋服の縫製加工を行う事業所で縫製工として勤務し、厚生年金保険に加入していたと思うので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、申立人が勤務していたと主張するA市内に在った洋服の縫製加工を行う事業所について、C社D局A管理部が発行した「昭和30年職業別E簿(A地区・F地区・G地区・H地区・I地区)」における繊維工業の項目に、申立人が記憶している当該事業所の事業主の氏名及び当該事業所の住所と一致する個人名及び住所が記載された個人事業所と考えられる事業所が掲載されていることから、申立人は、期間の特定はできないものの、当該事業所で勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、社会保険事務所(当時)の記録においては、申立期間当時、申立人が勤務していたと主張する事業所が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できない上、申立人が記憶している事業主及び複数の同僚の氏名について、厚生年金保険被保険者台帳及びオンライン記録を照会したところ、該当する同被保険者記録が見当たらないことから、申立期間の当該事業所における厚生年金保険の取扱い及び申立人の当該事業所での勤務実態に関する供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月ごろから 48 年 2 月ごろまで

私は、知人の紹介で昭和 43 年 4 月ごろに A 社（屋号は、B 事業所）に入社し、48 年 2 月ごろまで勤務したが、この間の年金記録が無い。給料及びボーナスから保険料が控除されていた記憶が有るので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の申立期間当時の同僚及び元事業主の子息（現在は、同社の事業主）の供述並びに申立人から提出された申立期間当時の恩師からの暑中見舞いや年賀状のあて先から、期間は特定できないものの、申立人が申立期間当時、同社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録において、A 社が厚生年金保険の適用事業所に該当していたことは確認できない。

また、申立期間当時の同僚は、「当時、A 社の大番頭であった方にも確認してみたが、会社自体が社会保険に加入していなかったようだ。同番頭も、当時は国民年金に加入していたと言っており、後輩の我々が厚生年金保険に加入しているはずもない。もちろん、私も同社で同保険には加入していない。」と供述している。

さらに、A 社の申立期間当時の事業主は既に死亡しているが、前述の元事業主の子息は、「申立期間当時も現在も、従業員の健康保険については、C 国民健康保険組合に加入している。厚生年金保険については、適用事業所となる手続は行っていないので、保険料の控除もしていない。当時の賃金台帳等は残っていない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。